令和８年９月３０日

新造船建造申込に係る公募型プロポーザル
基本計画書

島前町村組合

１　この計画書は次の事項を必要条件とし要求します。

（１）旅客船兼自動車航送船

（２）平水区域（航行予定時間：１．５時間未満・5海里以上）

（３）総トン数　４９９トン以下

（４）全長５０m未満、長さ（垂線間長）４０m程度、幅（型）１０m程度、深さ（型）２．８m程度（全長制限50m未満）計画満載喫水（型）２．０m程度

（５）旅客定員１００名程度

（６）必要乗組員数５名

（７）その他設備（船員事務室、二輪車レーン）を設備する。

（８）車両甲板クリア高さ４．０m以上とする。

（９）船首及び船尾にランプドア（有効幅４．０m、長さ７．５m、車両最大重量２５トン）を設備する。ランプドア上面には、ステンレス角棒（１０mm角）にて２００mm各に滑り止めを溶接する。

（１０）車両積載能力

乗用車のみの場合	（全長４．５m×幅１．７m）	１４台程度
大型・乗用車混載の場合　大型２台+乗用６台		

（１１）航海速力１２ノット以上（海上試運転状態）とする。

（１２）エンジン直結駆動型バウスラスタ（１．５トン）を設備する。

（１３）主機関は、６シリンダ、７４９ｋw以下を２基とする。

（１４）発電機関は、２基（防振支持）設備する。

（１５）使用燃料油は、主機関及び主発電機関ともにA重油とする。

（１６）プロペラは、４翼固定ピッチプロペラの２軸として回転方向は外周り。推進軸は、平行配置とする。船尾管は、低摩擦型とする。

（１７）舵は、高性能舵を２舵設備する。舵芯は軸芯と同芯配置とする。最大舵角は、片弦７０度とし、最大角から反対舷最大角までの転舵速度は２８秒以内とする。

（１８）揚錨及び係船機は以下の台数とし、電動油圧式駆動部密閉型とする。
揚錨兼係船機（２台)、船尾用(１台)

（１９）空調機は空気冷却エアコンとする。温度制御等は、操舵室にて制御するものとする。

（２０）主機関及び補機間の冷却海水管は、亜鉛メッキとする。作業用コンプレッサーを設備し、必要箇所に空気配管をするとともに、シーチェストの藻吹かす配管をする。

（２１）水線下塗料は、低抵抗型省エネルギー塗料とする。

（２２）操舵室前面及び後面の窓ガラスは電熱線入りとする。

（２３）危険物適合証の取得（車両搭載場所１台以上）とする。

（２４）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関係する法律に適合するバリアフリー室を整備する。

（２５）避難用設備の案内も含め、すべての旅客用の案内表示は外国人乗客に配慮して外国語表示（英語等）も併記する。

（２６）別府港（資料１)、菱浦港（資料２）及び来居港（資料３）に安全に離着岸可能とし、車両及び旅客が安全に乗降可能な設備を有すること。

（２７）令和１１年３月３１日までに、建造した船舶を試験等を完了し、完成した状態で当組合に引き渡すことが可能であること。

２　この計画書をもとに提案された仕様書は、旅客や作業する乗組員の導線に特に配慮するものとし、旅客の安全及び運航の安全、日常業務における保守管理の簡便さ及び安全マネジメント上のヒューマンエラーに対する事項を重視し審査をします。

３　この計画書をもとに提案された仕様で、特許及び実用新案については、特記するとともに、権利の所属及び内容の説明がなされた資料を添付してください。

４　提案書は上記必要条件を満足する範囲内で造船所の検討によって作成してください。次項以降の概略仕様書は提案書を評価するうえでの基準の仕様とします。基準の仕様は必要条件での性能上の要求や規則で要求される復原性計算等の諸計算、設備要求を満足させることを優先し、加不足部分を加筆、訂正し、変更箇所がわかるよう提案書を提出してください。

５　一般事項

１－１　一般計画

１－１－１　本船は島根県隠岐郡来居～別府航路（別府港、菱浦港、来居港）における一般旅客定期航路（許可番号中国第４０６号）の一般旅客定期航路に就航する旅客船兼自動車航送船として使用する。

各港は、船首及び船尾ランプドアによる車両の乗降とし、旅客についてもランプドアに設けた通路から乗下船を可能とする。

下記の航路状況で安全に航行可能な船舶とする。

（海象）

各港	風速	１５	m/s
	波高	１．５	m

１－１－２　本船の概略形状は、全通一層甲板を有する２機２軸船とし、船首及び船尾ランプドアを設ける。各港における車両及び旅客の乗下船はランプドアから行うこととする。上甲板上に車両積載場所及びバリアフリー席、２階客室として椅子席を配置する。

１－１－３　本船は、旅客船兼自動車航送船として必要な諸設備を完備し、十分な復原性、良好な推進性、操縦性能及び凌波性能を具備し、堅牢、かつ優美な外観を備える。

１－１－４　本船の輸送能力は次のとおりとする。

（１）本船の旅客定員は、１００名とする。本船の乗組員定員は５名とする。

（２）本船は、１００名の旅客設備等を有し、交通バリアフリー法を満足するバリアフリー設備等を有するとともに十分な車いすスペースを有する。

（３）本船は、１.（１０）に定める車両積載能力とする。また、車両甲板ランプドアの強度は１車最大重量２５トンに対応することとする。

（４）本船は、車両最大積載時においても、自転車、バイク等の車両を搭載する場所及び設備を有すること。

１－１－５　旅客に対して、不快な感じを与えないように振動及び騒音の防止には十分注意する。

１－１－６　本仕様書に明記しないものでも、通常この種の船舶に備えるもの、及び法規により要求されるものは完備する。

１－２　資格及び適用法規

１－２－１　航路

（１）島根県隠岐郡　来居～別府航路（別府港、菱浦港、来居港）における一般旅客定期航路（許可番号中国第４０６号）

（２）平水区域

１－２－２　資格

（１）ＪＧ・平水区域（１．５時間未満・５海里以上、ドック時沿海）

１－２－３　適用法規

・船舶法及び関係法令
・船舶安全法及び関係法令
・船員法及び関係法令
・船舶職員法関係法令
・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
・海上衝突予防法
・電波法及び関係法令
・高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
・その他国内海事関係法律

１－３　一般配置

本船の設備の配置は次のとおりとする。上甲板下は、損傷時復原性によること。

１－４　載貨重量

載貨重量には、車両及び車両の搭載物、旅客及び所持品、乗組員及び所持品、備品、倉庫品、燃料油、潤滑油、清水等を含むものとし、復元性及び軽荷状態の姿勢制御のために搭載されるバラスト等も含むものとする。

また、経年による重量増加に対しても、十分余裕のある載貨重量を有するものとする。

１－５　復原性能

初期復原性説明書を添付すること。

１－５－１　復元力

各載貨状態において規則を十分満足し、かつ、車両の乗下船時においても支障のないよう、十分な復原性を有するよう計画する。

１－５－２　復原性試験

本船の完成状態において船舶復原性規則による復原性試験を行う。

傾斜試験は、本船進水直後にも行い、計画値と実際値の比較をし、船主に報告する。

１－５－３　操縦性能

本船は、良好な旋回性、針路安定性、前後進及び船体停止性能等を保持するよう計画し、直進性を確保するため十分な配慮をする。

１－５－４　喫水及び乾舷

（1）喫水

本船の計画満載喫水は２．０m程度とする。

（2）乾舷

本船は、十分な耐候性能及び凌波性能を有するために必要な乾舷を有する。

バラスト設備により、ランプドア傾斜を軽減するための乾舷調整可能とする。

１－６　防振・防音性能

本船の船体形状、配置及び構造等は防振・防音に十分留意し、搭載機器は極力低騒音型のものを使用すること。また機器の取付部は十分強固なものとする。室内騒音は、主機関常用出力時発電用機関１台運転状態において次の値を目標とする。

客室：８５dB（A特性）以下

１－７　検査及び監督

本船は、建造過程において船舶安全法による諸試験に合格すると共に、船主の監督検査を受け、これに合格するものとする。なお、建造に関する管轄官庁に対する一切の手続きは造船所において行う。

１－８　工事

工事はすべて船主と密接な連絡をとり、その承認を得た後、熟練した技術者によって親切丁寧に施行する。施行された工事について、承認図書との相違の有無、不良、欠陥箇所の有無及び外観の良否は、十分に社内検査を行うものとし、不良欠陥箇所があれば直ちにこれらを改善する。電気溶接は確実に施行し、不良個所は工事再施工の上検査を行う。歪の発生には極力注意し、適正な工事順序により施行する。やむを得ず生じた歪は、船主の承認を得た方法で歪取りを行う。強力部材以外の溶接ビードは、船主の指示要求に従ってハツリまたはグライダー等により平滑に仕上げる。歪は極力少なくし、旅客船としてふさわしい仕上げとするよう努めるものとする。艤装工事は、親切丁寧に施行することは勿論であるが、旅客船としての仕様目的にふさわしい優美な仕上げとする。なお、各種表示に必要な銘板類は、原則として和文表記とし、バリアフリーを十分考慮して協議のうえ決定する。

１－９　諸試験

各試験は諸試験方案に基づき試験を行い、それぞれの性能を確認すると共に、各成績書を提出する。

本船に使用する材料は、船主の監督員が指示するものについて、材料証明又は材料試験成績書等を提出するものとする。

１－９－１　陸上運転

主機関、補機関（配電盤含む）等の主要機器は、それぞれメーカー工場で陸上運転を行う。主要機器は原則として船主立ち合いのもと試運転を行うが、立ち合いを要する機器は、契約後に決定する。また、全ての機器等はメーカーの試験成績表を提出する。

１－９－２　海上試運転

本船完成後、船主立会いのもとに下記の諸試験を行い、諸性能を確認すると共に、必要な成績書を提出する。試運転時の喫水は造船所の適当と認めたものとし、これらの諸試験施工要領の詳細は試運転実施要領に基づき作成し、船主に提出し、その承認を受けるものとする。

主機関遠隔操縦試験（非常停止を含む）
速力試験（減軸も含む）
続航試験（燃料消費量計測）
前後進試験（減軸も含む）
最低回転数試験
惰力試験
旋回力試験（減軸も含む）
操舵試験（減軸も含む）
スパイラル試験
Ｚ操舵試験
低速舵効き試験
燃料消費計測
自動化機器の作動試験
投揚錨試験
振り振動計測
振動計測
騒音計測
減軸試験

その他法規上及び設備上必要な諸試験

１－９－３　完成傾斜試験及び動揺試験

造船所は、計画初期において、各状態における重量重心及びトリム計算書等を船主に提出し、その承認を受けるものとする。本船の完成状態において、適当な時期に、復元性規則に従い、傾斜試験及び動揺試験を行い、本船の軽荷重量、その重心及び動揺周期等を計測する。排水量は排水量等数値表より求め、未搭載及び揚陸重量、水及び油等の撤去重量は計算にて加減するものとする。この試験成績書の基に、船舶復原性規則にて要求される復原性資料を作成し、船主に提出する。

１－９－４　その他試験

下記を含め、その他法規上及び設備上必要な諸試験を適当な時期に行う。

冷暖房通風試験
機器作動試験
ランプドアー開閉作動試験

１－１０　図書

本仕様書に基づき、図書を調整し、提出する。

１－１１　引渡し

引渡しに際しては、官庁検査及び運転検査等の総てを完了し、備品、用具、燃料油、潤滑油及び予備品類を搭載して、直ちに運航使用し得る状態で、全設備の機能良好なことを確認したのち、船主立会いの上にて引き渡す。

６　構造

本船は、船舶構造規則により設計及び製造し、船殻構造は鋼製とし、全溶接構造とする。部材寸法及び構造詳細は、すべて承認図により決定する。船体振動は、極力少なくするよう細心の注意を払う。主機及び補機の共振防止には、特に留意し、必要に応じ補強を行う。構造方式は、一般に横置式構造とする。車輌甲板上は縦置式構造とし十分な強度を確保する。

本船の構造喫水は計画満載喫水に対し１０ｃｍの余裕を見込むものとする。